

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

令和6年度

介護サービス事業者のため の集団指導

相模原市役所 健康福祉局

地域包括ケア推進部 福祉基盤課
高齢指定・指導班

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

1. 令和6年度介護報酬改定について

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

1-1. 高齢者虐待防止の推進について

0:39 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
youtube.com - 全画面表示を終了するには、Esc を押します

介護サービス事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重が達成されるように、虐待防止に関する措置を講じなければなりません。

①虐待の未然防止 ②虐待等の早期発見

③虐待等への迅速かつ適切な対応

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
youtube.com - 全画面表示を終了するには、Esc を押します

①虐待の未然防止について

従業者としての責務・適切な対応

研修や委員会を通じた従業者への理解促進

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
youtube.com - 全画面表示を終了するには、Esc を押します

②虐待等の早期発見について

事業所における相談体制の構築

市町村の通報窓口の周知

③虐待等への迅速かつ適切な対応

市町村の窓口への通報

市町村等が行う調査への協力

虐待防止検討委員会について

個別の状況に応じて慎重に取り扱う

7つの事項の検討と従業者への周知

- 1 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- 2 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7 前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、**Esc** を押します

虐待の防止のための 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

- 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- 2 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項
- 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。

【運営規程に定める虐待の防止のための措置に関する事項】

(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)
・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
身体的拘束等の実態調査

「身体的拘束等」とは、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行つてはならず、原則として、禁止されています。

★緊急やむを得ない場合の3つの要件を満たすことが必要です★

①切迫性 **②非代替性** **③一時性**

身体的拘束に該当する行為か判断する上のポイントは、「本人の行動の自由を制限しているかどうか」です。大切なのは、本人に向かい、アセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織および本人・関係者等で協議し、身体的拘束廃止・防止に向けた取り組みを定期的に見直し、改善していくことです。

参考「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（令和6年3月発行 令和5年度老人保健健康増進等事業）

全画面表示を終了(f)

▶ ▶ ⏪ 8:48 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

参考 youtube.com - 全画面表示を終了するには、Esc を押します

【高齢者虐待防止法】

- (1) 従業者は、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにその旨を市町村に通報しなければならない。
- (2) 従業者が虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」には当たらない。
- (3) 虐待を通報した従業者は、通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けない。

【国・神奈川県マニュアル】

- ★「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援（令和5年3月改訂）」厚生労働省老健局作成
- ★「高齢者虐待防止マニュアル」

▶ ▶ ⏪ 9:59 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

1 – 2 .

業務継続計画の策定等について

(対象サービス)
全サービス

▶ ▶ ⏪ 10:11 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制の構築のために業務継続計画の策定が必要

感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

↓

施設・居住系サービス
⇒所定単位数の**100分の3**に相当する単位数を減算

↓

その他のサービス
⇒所定単位数の**100分の1**に相当する単位数を減算

※令和7年3月31日までの間に、**感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備**及び、**非常災害に関する具体的計画の策定**を行っている場合は、減算は適用されない。

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

【業務継続計画に記載す

youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

① 感染症に係る業務継続計画

- (1) 平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- (2) 初動対応
- (3) 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

- (1) 平常時の対応
(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- (2) 緊急時の対応
(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- (3) 他施設及び地域との連携

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

【研修の内容】

- ・業務継続計画の具体的な内容の職員間における共有
- ・平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行

【研修の頻度】

- ・高齢者施設 ⇒ **年2回**以上
- ・高齢者施設以外 ⇒ **年1回**以上
- ・新規採用時 ⇒ 別途実施

**内容を記録する
ことが大事**

【訓練の内容】

- ・業務継続計画に基づく、事業所内の役割分担の確認
- ・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの講習

【訓練の頻度】

- ・高齢者施設 ⇒ **年2回以上**
- ・高齢者施設以外 ⇒ **年1回以上**

14:06 / 51:40

【業務継続計画の見直し】

- ① 事業所の状況に即した計画に**継続的に検討・修正**をする。
- ② 災害等は想定される内容が地域によって異なるため、
実態に応じて設定をする。
- ③ 感染症はウイルスの種類等によって必要な対応が異なるため、
最新の知見等を踏まえて設定をする。
- ④ 訓練等を実施した際に**洗い出された課題**があれば、計画に反映する。

15:17 / 51:40

1 - 3.

管理者の責務及び兼務範囲の明確化について



10:08

15:40 / 51:40



事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければなりません。

ただし、**事業所の管理上支障がない場合**は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

例えば・・・

管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。

(厚労省基準解釈通知より)

▶ ▶ ⏪ 15:43 / 51:40



事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、施設の見やすい場所に、掲示しなければなりません。

※（重要事項を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の規定による掲示に代えることができます）



インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければなりません。

※令和7年3月31日までの間、1年間の経過措置。

▶ ▶ ⏪ 16:53 / 51:40



1 - 5.

協力医療機関との連携体制の構築について

(対象サービス)

特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、

地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、

介護医療院、認知症対応型共同生活介護

▶ ▶ ⏪ 17:24 / 51:40



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
 youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

★次の要件を満たす協力医療機関を定めるようにしてください

- ① 入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること
- ③ 入所者の症状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（この場合、病院に限ります）

※③については、**介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院のみ**が対象要件。

18:09 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
 youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

★ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所（居）者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、相模原市に提出しなければなりません。
 ※届出方法につきましては、相模原市ホームページを確認してください。

★ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努めなければなりません。

32:48

19:07 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
 youtube.com - 全画面表示を終了するには、[Esc] を押します

★こまめに確認しましょう★

令和6年度介護報酬改定に関する情報につきましては、常に最新の情報や解説が掲載されることから、こまめに厚生労働省の専用ホームページ（※）を確認していただき、適切なサービス提供につとめて頂きますようお願いします。

※令和6年度介護報酬改定について

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

※介護保険最新情報掲載ページ

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html



2.

衛生管理について

(対象サービス)

全サービス

▶ ▶ ⏪ 20:14 / 51:40



- 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる必要があります。
-
- ① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。
 - ② インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、適切な措置を講じること。
 - ③ 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めること。

▶ ▶ ⏪ 20:28 / 51:40



【感染症等の予防及びまん延の防止のための措置について】

※介護保険施設以外の場合

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(感染対策委員会) を概ね6月に1回以上開催するとともに、
その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練
を定期的に実施する。

▶ ▶ ⏪ 21:26 / 51:40





【感染症等の予防及びまん延の防止のための措置について】

※介護保険施設の場合

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する

委員会（感染対策委員会）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(4) 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

23:14 / 51:40



【感染対策委員会の構成】

- ・幅広い職種により構成すること
- ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすること
- ・感染対策担当者を決めておくこと

【開催頻度】

・介護保険施設 ⇒ 3月に1回以上

・介護保険施設以外 ⇒ 6月に1回以上

※感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ隨時開催

23:30 / 51:40



【感染症等の予防及びまん延の防止のための指針に規定する内容】

① 平常時の対策

- (1) 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- (2) ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）

② 発生時の対応

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携
- (4) 行政等への報告

24:23 / 51:40





【研修の内容】

- ・感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- ・指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

【研修の頻度】

- ・高齢者施設 ⇒ 年2回以上
- ・高齢者施設以外 ⇒ 年1回以上
- ・新規採用時 ⇒ 別途実施

|| ▶ ⟲ 24:57 / 51:40



【訓練の内容】

- ・指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認
- ・感染対策をした上でのケアの演習

【訓練の頻度】

- ・高齢者施設 ⇒ 年2回以上
- ・高齢者施設以外 ⇒ 年1回以上

|| ▶ ⟲ 25:33 / 51:40



youtube.com - 全画面表示を終了するには、Esc を押します

5分でわかる

【基本的な感染症対策】



相模原市保健所 疾病対策課

|| ▶ ⟲ 26:02 / 51:40



皆さんのお職場である社会福祉施設は 感染拡大のリスクが高い環境…



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

感染対策の3つの柱

1 感染源の排除
汚染物の消毒 患者の隔離(ゾーニング)

2 宿主の抵抗力の向上
ワクチンの接種 十分な睡眠と栄養

3 感染経路の遮断
防護具の正しい着用 手洗い 手指消毒

細菌やウイルス

感染源

宿主

感染経路

人

感染源を体内に運ぶ経路

28:40 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

標準予防策 (スタンダードプリコーション)

「すべての人が病原体を持っている」と考える

- 1 1ケア1手洗い**
- 2 状況に合わせ必要な個人防護具を着用する**
- 3 嘔吐物や便などに触れた後は
必ず手洗いを実施**

30:02 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

個人防護具を使用する際の 2つのポイント

☑ ポイント1 必要がなくなればすぐに外すこと
常時の着用は、感染拡大の**リスク大**

☑ ポイント2 適切な手順で取り外す
適切に脱げなければ、感染拡大の**リスク大**

31:09 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、**Esc** を押します



最後までご視聴いただき
ありがとうございました。

相模原市保健所 疾病対策課
042-769-7201

音声:VOICE VOX 春日部つむぎ
BGM:青空空港

3.

介護サービス事業者における事故について

(対象サービス)
全サービス

31:21 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、**Esc** を押します



介護サービス事業者等における事故についての報告につきましては、
速やかな報告をお願いします。

【報告が必要な事案】

① **利用者が受傷または死亡に至る事故の発生**

※受傷の程度は、原則として医療機関に受診した場合

② **誤薬の発生**

利用者に医師の処方内容のとおりに薬を投与せず、医師の診察
又は指示を受けた場合

|| ▶ ◀ 31:48 / 51:40



③ **食中毒及び感染症（※）の発生**

※インフルエンザ、感染性胃腸炎等の感染症法の対象となるもの

④ **職員（従業者）の法令違反及び不祥事等の発生、**

利用者の処遇に影響がある場合

⑤ サービス提供中に、利用者の所在が不明となったとき。

⑥ 前各号に定めるもののほか、相模原市長が特に事業者等 に報告を求める事故が発生した場合。

|| ▶ ◀ 32:42 / 51:40



【報告の手順】

○事故発生後、**家族等への連絡**も含め必要な対応を行うとともに、

速やかに電話により報告するようにして下さい。

○事故発生日から**5日以内**に事故報告書を提出して下さい（第一報）

○事故発生日から5日以内に事故の対応（原因分析及び再発防止策）

が完了しないものについては、事故報告書を提出した後も適宜、

状況を報告し、事故の対応が完了した時点で再度、事故報告書を
提出すること（最終報告）

※事業者は、本市、被保険者の属する保険者（保険者が本市以外の場合）及び利用
者や利用者家族と事故の事実関係を共有できるようにし、利用者や利用者家族に対
しては、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて、交付するようにして
下さい。

全画面表示を終了 (f)

|| ▶ ◀ 33:36 / 51:40



4.

令和5年度運営指導における 主な指摘事項について

(対象サービス)

全サービス

II ▶ ◻ 34:26 / 51:40



特に多かった指摘事項について①

職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止のための事業主の方針の整備やその取組等は行っているが、カスタマーハラスメント防止のための措置を講じていなかった。



適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境が害されることを防止するために、厚生労働省が作成した、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理者・職員向け）研修のための手引き」、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を参考に、カスタマーハラスメントの防止のための取組を行うことが大切です。

自動再生がオフになっています

II ▶ ◻ 34:39 / 51:40



特に多かった指摘事項について②

重要事項説明書や運営規程に定めておかなければならぬ事項が抜けていた。



各サービスの基準省令及び本市の条例施行規則を確認の上、重要事項説明書や運営規程に定めておかなければならぬ事項や内容について、漏れていないか確認の上、漏れていた場合は、速やかに定めるようして下さい。



II ▶ ◻ 35:21 / 51:40



5.

福祉基盤課への届出手順について

(対象サービス)
全サービス

35:53 / 51:40

- (1) 市ホームページから「各種申請・届出の流れ」を確認
- (2) 市ホームページから「必要書類一覧」で必要書類と届出の必要があるのかを確認
- (3) 市ホームページから「申請届出書類」または「加算届に係る書類」から届出をダウンロード
- (4) 記載例等を参考に必要事項を記入。また市で必要様式を用意していない書類は、事業所ごとに用意すること。
- (5) 不足事項や書類等がないかを確認の上、期日までに原則として郵送で福祉基盤課 あてに提出

(※窓口でも受理はしておりますが、その場での内容の確認は原則行っておりません。)

【ホームページ掲載場所】

トップページ > 申請書ダウンロード > 介護保険 > 介護サービス事業者に係る申請書・届出書等
【ページ番号：1011562】

(https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/kaigohoken/1011562.html)

※なお、令和6年度下期より、電子申請システムによる受付に順次移行する予定です。詳細は、相模原市ホームページ、介護情報サービスかながわ等で周知します。

36:10 / 51:40

【問1】 届出書に法人代表社印は必要か。

【回答】 令和6年度から不要。

【問2】 管理者誓約書に印鑑は必要か。

【回答】 必要である。管理者の個人印を使用すること。

【問3】 同じ内容の届出を法人内の全事業所が行う場合、届出の提出は事業所ごとか。

【回答】 届出は事業所単位で行う必要があることから、事業所番号で1つ届出を提出する必要がある。

【問4】 返信用の封筒の送り先は事業所でないといけないのか。

【回答】 事業所でなくてもよい。受理書を届けてほしい住所を記載し、切手を貼った上で提出すること。

【問5】 同一事業所で同一日に複数の内容を変更する場合、重複して必要書類に記載されている書類は、変更事項ごとやサービスごとで提出する必要があるか。

【回答】 同一事業所であり同一日に変更が生じる事項における重複書類については、1部提出があれば差し支えない。ただし、変更届出書等については、

【】 全ての変更内容を記載すること。

6.

関係機関からのお知らせについて

(対象サービス)

全サービス

II ▶ ◻ 37:27 / 51:40

- ① 「労働災害の防止等安全衛生活動への取組について」
(相模原労働基準監督署)
- ② 「現役介護職員のためのお仕事相談窓口とキャリアアップ補助金について」
(福祉基盤課福祉基盤班)
- ③ 「予防救急について」
(救急課救急指導班)
- ④ 「65歳以上の人の障害者控除対象者認定書について」
(中央高齢・障害者相談課)
- ⑤ 「相模原市における これからの介護予防について」
居宅介護支援事業所向け説明会開催のご案内 (高齢・障害者支援課高齢支援班)
- ⑥ 「合理的配慮の提供義務及び介護サービス事業所に入居されている
聴覚障害者への対応について」 (高齢・障害者支援課高齢支援班)

II ▶ ◻ 37:32 / 51:40

相模原労働基準監督署からのお知らせ

- 事業場における労働基準関係法令や雇用権利に関する理解の向上、労働災害防止等安全衛生活動への取組が重要な課題となっております。

- 「社会福祉施設事業主のみなさま向けお役立ち情報」
- 「介護労働者の労働条件の確保・改善ポイント」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000740605.pdf>)
- 「転倒予防・腰痛予防の取組」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)

今回の集団指導
用のホームページ
内に掲載して
います！

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導
ぜひ、ご活用ください！！

介護職員キャリアアップ支援補助金

介護サービス事業を行う法人が、勤務している介護職員等のキャリアアップを図るため、研修等を受講させた場合に要する経費等を負担した際に、補助金を交付しています。

«補助の対象となる職員»

高齢者の直接処遇に関わる従業者 例:介護職員、看護職員、介護支援専門員など
(施設長、管理者、事務員、調理員、清掃員、運転手など直接処遇に関わらない者は除く。)

«補助の対象となる研修 例 »

- 外部講師を招いて行う事業所内研修
- 介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得に係る研修
- 介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、及び主任介護支援専門員研修
- 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修 …など

«補助金額»

- 相模原市認知症介護実践者研修 … 補助対象経費総額 - 10,000円 (1人当たり上限40,000円)
- 相模原市認知症介護実践リーダー研修 … 補助対象経費総額 - 17,000円 (1人当たり上限43,000円)
- その他の研修 … 補助対象経費総額の2分の1 (1法人当たり上限15万円)

その他要件などの詳細は市のホームページをご確認ください！！

♪ キャリアアップ支援補助金 で、検索おねがいします。

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

知つて!
防ごう!

予防救急

◎項目

- ・予防救急って？
- ・今日から実践!! 予防救急

担当課
消防局警防部
救急課救急指導班

予防救急って？

- ▶ 救急車が必要になるような病気やケガ等を少しの注意や心がけで未然に防ぐ取り組みを「**予防救急**」といいます。
- ▶ 事故の原因を知ることでどういったことに注意が必要か気づきやすくなります。
- ▶ 今日からできる予防救急について具体的な事例を交えて紹介します。

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導 こんな事故が多く起きています。共通する注意点が多いです。ご自身の施設や訪問先を確認してみましょう。

事故予防チェック!

参考資料「総務省消防庁救急事故防止リーフレット」
消防庁 Fire and Disaster Management Agency

他にも危険な事例がたくさんあります。確認してみましょう。

救急お役立ち
ポータルサイト

救急 ポータルサイト 検索

※発生事例の多い順に番号をつけています。
参考資料「東京消防庁救急搬送データからみる日常生活事故実態調査」

今日から実践!! 予防救急

転 倒

段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気をつけましょう
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう

転 落

階段、ベッド、脚立、椅子など

- 階段などには手すりを配置しましょう
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう
- 脚立などを使用して作業をする時は補助者に支えてもらいましょう

窒 息

食物(餅・肉等)、薬等の包装など

- 細かく調理。ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう
- 急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう

ぶつかる

家具、人、柱、ドアなど

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- 通路などに物を置かないようにしましょう
- 暗いところは十分な明るさを確保しましょう



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

救急車は、限られた救急資源

- ▶ 救急車は、限られた救急資源です。
- ▶ 予防救急で救急事故を減らす取り組みに

ご協力を願いいたします。



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

65歳以上人の 障害者控除対象者認定書 について

中央高齢・障害者相談課

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

内容

各障害者手帳を持っていない65歳以上の人で市長が「知的障害者か身体障害者に準ずる者」として認定をした人に『障害者控除対象者認定書』を交付します。

対象：次のすべてに該当する人

①市内に住所を有し、認定を受けたい年の**12月31日**（基準日）で**65歳以上**の人

②身体障害者手帳（1・2級）・療育手帳（A1・A2）（判定を受けた人も含む）・精神障害者保健福祉手帳（1級）の**交付を受けていない人**

③本人または本人を税法上扶養している人で所得税・市県

④身体の障害や寝たきり、認知症により日常生活に支障が



39:04

65歳以上の人の障害者控除対象者認定書について



【申請の必要がない人】

- ・基準日時点で**65歳未満**の人（2号被保険者等）
- ・身体障害者手帳1・2級等、他に**特別障害者控除を受けられる要件を
お持ちの人**
- ・**市民税非課税**の人・**生活保護受給中**の人

【ポイント】

- ・認定を受けた後で、**所得税・市県民税の申告をする必要**があります。
- ・所得税・市民県税は、**過去5年間遡って申請**することができます。
- ・所得税・市県民税は、**毎年申告する必要**があります。
- ・障害者控除対象者認定は、心身の状態に変更がない場合は翌年以降も有効です。



申請の窓口

「障害者控除対象者認定申請書」をご記入の上、管轄の窓口へ。（郵送可）

緑区	緑高齢・障害者相談課	042-775-8812	郵送先	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21
	城山福祉相談センター	042-783-8136		〒252-5192 緑区久保沢1-3-1
	津久井高齢・障害者相談課	042-780-1408		〒252-5172 緑区中野613-2
	相模湖福祉相談センター	042-684-3215		〒252-5162 緑区与瀬896
	藤野福祉相談センター	042-687-5511		〒252-5152 緑区小渕2000
中央区	中央高齢・障害者相談課	042-769-8349		〒252-5277 中央区中央2-11-15
南区	南高齢・障害者相談課	042-701-7704		〒252-0303 南区相模大野6-22-1

（その他不明なことがある場合は、ご相談ください）

全画面表示を終了 (f)



「相模原市における これからの介護予防について 居宅介護支援事業所向け 説明会開催のご案内」

高齢・障害者支援課
高齢支援班



全画面表示を終了 (f)



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導 説明会の主旨

- ▶今後の超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、本市では令和6年10月から、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである、短期集中予防サービスなどの支援を充実し、高齢者のリエイブルメント(再自立)に向けた取組を強化していく予定です。
- ▶今まで本市が行っていた介護予防事業(特に要支援者等に対する取組)の考え方やケアマネジメントに変更が生じる部分があるため、居宅介護支援事業所様向けに本市のこれからとの取組について御説明をさせていただくものです。

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導（令和6年10月～）

第9期相模原市高齢者保健福祉計画に基づき、本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、短期集中予防サービスを中心としたサービス体系に変更します。

新規に要支援等の認定を受け、従前相当・生活支援サービスを利用する場合は、原則※として、初めに短期集中予防サービスを利用することで、リエイブルメントに向けた支援を推進します。

※認知症、難病、がん末期等の疾病や、医療管理が必要な人は、状態に応じた他のサービスをご案内することがあります。

The diagram illustrates the shift in service delivery. It shows three main components:

- 相談窓口 (Consultation Counter):** Offers regional support centers and specialized consultation for elderly and disabled individuals.
- 短期集中予防サービス (Short-term Concentrated Prevention Services):** Focuses on 3 months of personalized programs for daily life and exercise, involving various professionals like physiotherapists and dietitians.
- 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続ける (Living in familiar communities):** Encourages continued participation in local activities like volunteer work, sports, travel, and hobbies.

A central green circle highlights the goal: **短期間で自信と能力を回復し地域へ (Recovering confidence and abilities within a short period and returning to the community).**

「相模原市におけるこれからの介護予防について」 居宅介護支援事業所向け説明会

▶開催予定日

令和6年7月24日（水）午後を予定

▶場所

ウェルネスさがみはら 7階視聴覚室

▶内容

これからの介護予防

短期集中予防サービスの事業内容、利用方法 等

～後日、開催案内を送付します

~~ぜひ、ご参加いただきますようお願いいたします~~



令和6年度介護サービス事業者のための集団指導

youtube.com - 全画面表示を終了するには、[esc] を押します

合理的配慮の提供義務 及び介護サービス事業所に 入居されている聴覚障害者への対応について

高齢・障害者支援課 障害支援班

共にささえあい生きる社会 相模原市

48:48 / 51:40

合理的配慮

障害のある方から意思表明があった際に、その人の特徴や場面に応じて発生する社会的壁を取り除くために、個別の調整や変更を行うことです。令和6年4月から民間事業者でも合理的配慮の権利が義務化されています！

<入居されている聴覚障害者への対応>

介護サービス事業所 意思表明 提供 聴覚障害者

双方とも納得のいく結論に達することが大切！

POINT

どのように取り除く？

考える 考える

障壁

聴覚障害者の場合：会話手段・情報伝達

障害とは当事者本人にあるのではなく、人と人との間にこの障壁を取り除く方法を当事者と周りの人が全画面表示を終了(f)出来ることから取り組むことで、共生社会の実現に繋がります。

手話通訳・要約筆記者の手配方法

派遣 申請

介護サービス事業所 県聴覚障害者福祉センター

手話通訳・要約筆記者が必要な場合は派遣費用を負担することで、神奈川県聴覚障害者福祉センターに派遣を申請できます。
詳しくは「[県聴覚障害者福祉センターHP](#)」をご確認ください。

※入居前の場合には市からの派遣が可能（例：契約締結等）

49:14 / 51:40

令和6年度介護サービス事業者のための集団指導 施設対象 出前コミュニケーション講座

入所している聴覚障害者とコミュニケーションが上手く取れない…気持ちを引き出せない…などお困りごとはありませんか？是非「グループホーム・高齢者施設対象 出前コミュニケーション講座」をご活用ください！

神奈川県聴覚障害者福祉センターでは、県内（横浜や川崎除く）のグループホーム・高齢者施設で聴覚障害者が利用者として入所している施設を対象に、聴覚障害者の特性等に関する研修を開催しています（費用無料）。※手話が出来ない聴覚障害者（主に難聴者・中途失聴者）が入居している施設も対象です。※介護サービス事業所等のご相談、ご家族からのご相談にも応じます。

流れ（一例）

※相談内容に応じて流れを決めます。

1 相談・問合せ
例）会話方法、必要な配慮とは？

2 状況確認・面談
施設に訪問し、ケアマネや職員等などのお困りごとをお聞きします。
→利用者本人の了解のもと本人と面談し、必要な支援等を確認します。

3 アドバイス
日常生活用具等の紹介や筆談のコツ、音声認識ソフトの使い方等アドバイスします。

4 研修実施・フィードバック
研修内容を提案・実施します。
利用者本人と施設側との振り返りを行います。

【お問合せ先】
施設事業課 担当：濱、佐藤
TEL 0466-27-1911
FAX 0466-27-1225
HP <http://kanagawa-wad.jp/>

↑チラシのデータの格納先
①神奈川県聴覚障害者福祉センターHP
②介護情報サ 全画面表示を終了(f)

51:29 / 51:40